

市町村長 様

公益財団法人長野県市町村振興協会  
理事長 菅 谷 昭

## 基金交付金並びに市町村交付金における市町村への交付額 配分基準の一部変更について（通知）

本協会が実施する各種公益目的事業等並びに市町村への交付金交付事業は、市町村振興宝くじであるサマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじ（以下「両宝くじ」という。）の収益金を財源としているところですが、県内における両宝くじの販売実績が伸び悩む現状においては、財源不足等が懸念されているところです。

つきましては、本協会を含め全市町村が一丸となり、長野県内における販売促進活動を推進し収益金の増加に向け取り組むため、基金交付金並びに市町村交付金の市町村への配分基準のうち均等割については、公益財団法人長野県市町村振興協会基金交付金交付規程第 3 条及び公益財団法人長野県市町村振興協会基金交付金交付要綱第 2 条第 2 項並びに公益財団法人長野県市町村振興協会市町村交付金交付規程第 3 条及び公益財団法人長野県市町村振興協会市町村交付金交付要綱第 2 条の規定によらず、下記によることとしますのでご留意ください。

### 記

- 1 両宝くじの販売に当たり、市町村独自の広報媒体（広報誌、ホームページ、有線放送等）を活用して、自ら住民等に対する広報宣伝活動を実施しなかった市町村については、均等割 25%のうち算定上の市町村数に応じ 2%相当分を減じた額を交付する。
- 2 1において減額した額は、自ら住民等に対する広報宣伝活動を実施した市町村に、算定上の市町村数に応じ均等割 25%に加算して交付する。
- 3 上記 1 及び 2 による一部変更は、平成 26 年度の基金交付金並びに市町村交付金から適用するものとし、その期間は両宝くじの住民等に対する広報宣伝活動の実施が全市町村において確認されるまでの当分の間とする。

4 市町村長は、両宝くじのそれぞれの発売期間終了後1週間以内に、公益財団法人長野県市町村振興協会理事長に実施した広報宣伝活動の概要等を、別紙様式により報告するものとする。

なお、期限までに報告のなかった市町村については、実施しなかったものとみなす。

5 両宝くじの広報宣伝活動の実施については、別途通知する。

6 基金交付金の交付時期等については、決定通知を従来の4月上旬から8月上旬に、また、交付を同じく6月上旬から9月上旬に変更する。

なお、市町村交付金の交付時期等については、従前のとおり。

(公財) 長野県市町村振興協会

常務理事 市川 武 二

担当 主幹 小澤 美智子

TEL 026-234-3611

FAX 026-234-3614

E-mail info@cheering-nagano.jp

(別紙様式)

番 号  
年 月 日

公益財団法人長野県市町村振興協会理事長 様

市 町 村 長 印

サマージャンボ宝くじ（オータムジャンボ宝くじ）  
販売促進広報宣伝活動実績報告書

平成 年度サマージャンボ宝くじ（オータムジャンボ宝くじ）の販売促進については、  
下記のとおり広報宣伝活動を実施しました。

記

媒体の種類	広 報 の 内 容	備 考
広 報 誌		
ホームページ		
有線放送		
C A T V		
そ の 他		

- (注) 1 広報誌については、発行年月及び記事等該当部分の写しを添付すること。  
2 ホームページについては、掲載画面のプリントアウトを添付すること。  
3 有線放送及びCATVについては、その放送内容がわかるものを添付すること。

(別紙様式)

番 号  
年 月 日

公益財団法人長野県市町村振興協会理事長 様

市 町 村 長 印

**サマージャンボ宝くじ（オータムジャンボ宝くじ）  
販売促進広報宣伝活動実績報告書**

平成26年度サマージャンボ宝くじ（オータムジャンボ宝くじ）の販売促進については、  
下記のとおり広報宣伝活動を実施しました。

記

媒体の種類	広 報 の 内 容	備 考
広 報 誌	平成〇年〇月〇日号に掲載	別紙1のとおり
ホームページ	平成〇年〇月〇日から〇日までの発売期間 に合わせて〇日間掲載	別紙2のとおり
有 線 放 送	平成〇年〇月〇日・〇日・〇日・〇日・〇 日・〇日の6回放送	別紙3の放送原稿 のとおり
C A T V	平成〇年〇月〇日・〇日・〇日・〇日・〇 日・〇日・〇日・〇日の8回、〇〇の時間帯 に放送	振興協会配付の放 送素材による（添 付省略）
そ の 他		

- (注) 1 広報誌については、発行年月及び記事等該当部分の写しを添付すること。  
2 ホームページについては、掲載画面のプリントアウトを添付すること。  
3 有線放送及びCATVについては、その放送内容がわかるものを添付すること。

# 基金交付金等市町村別交付額算定方法の一部変更について

## 1 目的

(公財)長野県市町村振興協会が行う各種公益事業等並びに市町村への交付金は、市町村振興宝くじであるサマージャンボ及びオータムジャンボの収益金を財源としているが、県内におけるこれら宝くじの販売実績が伸び悩む現状において、財源不足等が懸念されることから、全市町村が一丸となった販売促進を推進し、収益金の増加を図る。

## 2 現行

### (1) 市町村別交付額算定方法

#### ① 配分基準

交付総額に対し、均等割25%・人口割75%

根拠：サマージャンボ宝くじ

公益財団法人長野県市町村振興協会基金交付金交付規程及び同要綱

オータムジャンボ宝くじ

公益財団法人長野県市町村振興協会市町村交付金交付規程及び同要綱

#### ② 市町村数《サマージャンボ宝くじ・オータムジャンボ宝くじとも同様》

均等割の基礎となる市町村数は、上記規程及び要綱の規定に基づき、当分の間、平成17年度の算定に用いた数(117.2市町村)で凍結

### (2) 平成25年度交付総額等 《サマージャンボ宝くじ交付額から(以下同じ)》

交付総額： 669,000,000円 — ア

うち均等割： 167,250,000円 (アの25%)

人口割： 501,750,000円 (アの75%)

### (3) 均等割市町村別交付額

$167,250,000 \text{円} \div 117.2 \text{(算定上の市町村数)} \times \text{各市町村の算定上の市町村数}$

## 3 均等割に販売促進実績割を導入

《考え方》

(公財)長野県市町村振興協会から送付されたポスターの掲出やチラシの配布等以外に、市町村の独自の広報媒体(広報誌、ホームページ、有線放送等)を活用して自ら住民等に対する広報宣伝活動を実施しない市町村は均等割25%のうち2%相当分を減額、その分を実施市町村に上乗せ交付

《試算》

(1)  $\text{ア} \times 2\% = 13,380,000 \text{円}$  — イ

(2) 77(算定上は117.2)市町村のうち、合併のなかった10市町村が販売促進のための広報宣伝活動を実施せず、67(算定上は107.2)市町村が実施した場合

$\text{イ} \div 117.2 \text{市町村} = 114,163 \text{円}$  — ウ

$\text{ウ} \times 10 \text{市町村} = 1,141,630 \text{円}$  — エ

$\text{エ} \div 107.2 \text{市町村} = 10,649 \text{円}$  — オ

(3) 実施しなかった10市町村は、ウの額を減額し23%相当分を交付

(4) 実施した市町村は、オに算定上の市町村数を乗じた額を25%相当分に上乗せ交付

## 4 実施期間等

(1) 平成26年度の基金交付金及び市町村交付金から適用し、サマージャンボ及びオータムジャンボの広報宣伝活動が全市町村において確認されるまでの当分の間

(2) 導入に当たっては、市町村担当者会議などを通じ周知するとともに、広報宣伝の具体例等を提示